

広島市報

号外第5号
平成29年6月15日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

公 告

○空家等対策の推進に関する特別措置法による命令の公告..... 1

公 告

空家等対策の推進に関する特別措置法による命令の公告

平成29年6月15日

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による命令をしたので、同条第11項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 対象となる特定空家等
所在地 広島市東区矢賀四丁目7番1号
用途 住宅
- 2 命令年月日
平成29年6月15日
- 3 措置の内容
上記1の特定空家等について、速やかに除却を行うこと。
- 4 命令に至った事由
上記1の特定空家等は、平成28年3月15日に建築物の北西側2階外壁の一部が剥がれて広島市道東3区128号線に落下した。
そのため、当該特定空家等の所有者に対し、建築物を適正に維持保全するよう求めたが、改善が見られなかったため、法第9条第2項の規定に基づく立入調査を行った上で、平成28年9月9日に法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認めた。
これを受け、当該所有者に対し、平成28年10月4日付け広東建第85号及び同年12月13日付け広東建第109号により周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を速やかに採るよう指導し、さらに、平成29年3月3日付け広東建第143号により勧告を行った（措置期限：同年4月14日）が、当該所有者は現在まで当該措置を採っていない。
当該特定空家等は、老朽化や雨漏り等により柱及び^{はり}梁の一部が腐食し、剥落等により北西側2階外壁はほぼ全部がなくなっており、さらに、柱の一部は傾斜した状況となっている。

このような状態のまま放置すれば老朽化が更に進行し、他の外壁落下及び建築物の倒壊等により市道の通行人等への被害が生ずるなど、著しく保安上危険となるおそれがある。

- 5 措置の期限
平成29年7月27日